

令5福情答申第1号

令和5年5月12日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信 様

(教育委員会職員部労務・給与課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第20条第1項の規定に基づき、令和3年12月9日付け教労第347号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「教育委員会（学校含む）の定期健康診断報告書」に係る公文書一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「教育委員会（学校含む）の定期健康診断報告書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年10月6日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年9月29日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和3年10月6日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年11月22日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

産業医は、福岡市および教育委員会の人数なら、福岡市、福岡市教育委員会の職員としているべきである。よって、氏名の黒塗りはおかしいし、他の団体の職員というのはおかしいのではないかと思う。

(2) 反論意見書における主張

産業医が職員であるべきとの主張は間違いだった。委託で構わない。

福岡県は産業医の名前が開示された。

それは、福岡市情報公開条例でいうと、第7条(1)ただし書イ「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にあたるからではないか。

医師は基本的に公人だと思う。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

実施機関の行った処分は正当かつ妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

(2) 理由

審査請求人は、審査請求書において「産業医は、福岡市および教育委員会の人数なら、福岡市、福岡市教育委員会の職員としているべきである。よって氏名の黒ぬりはおかしいし、他の団体の職員というのはおかしいのではないかと思う」と主張しているため、実施機関は、以下、①において本件公文書一部公開決定処分を行った理由について弁明した上で、②において、予備的に、産業医に係る審査請求人の「教育委員会の人数なら（中略）福岡市教育委員会の職員としているべきであり、「他の団体の職員というのはおかしい」との主張に対する意見を述べる。

① 公文書一部公開決定処分について

実施機関においては、健康診断を委託している健診機関に産業医の業務も委託しており、産業医は健診機関の一従業員であるところ、法人の従業員の職務の遂行に関する情報は、条例第7条第1号の個人に関する情報であると解される（平成15年11月11日最高裁第三小法廷判決参照）。また、産業医の氏名については、条例7条1号アないしウに該当する特段の事情もない。

したがって、「定期健康診断報告書」のうち産業医の氏名については、条例

第7条第1号の個人に関する情報に該当し、公開することはできない。

② 教育委員会の産業医について

ア 産業医の選任が必要とされる事業場について

産業医の選任については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項に「事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（中略）を行わせなければならない」と規定され、また、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第5条に「法第13条第1項の政令で定める規模の事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場とする。」と規定されており、ここでいう「事業場」の単位については、以下のとおりとされている（「労働安全衛生法の施行について」（昭和47年9月18日発基第91号）、第二、三）。

- ・ この法律は、事業場を単位として、その業種、規模等に応じて、安全衛生管理体制、工事計画の届出等の規定を適用することにしており、この法律による事業場の適用単位の考え方は、労働基準法における考え方と同一である。
- ・ 一の事業場であるか否かは主として場所的観念によつて決定すべきもので、同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とするものである。

イ 専属の産業医が必要となる事業場等について

専属の産業医が必要となる事業場等については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第13条（産業医の選任等）において定められており、これによれば、専属の産業医が必要となる事業場等は、以下のとおりである。

<一人以上専属>

- ・ 常時1,000人以上の労働者を使用する事業場
- ・ 労働安全衛生規則第13条第1項第3号の有害業務（深夜業を含む。）に常時500人以上の労働者を使用する事業場

<二人以上選任>

- ・ 常時3,000人を超える労働者を使用する事業場

ウ 教育委員会の産業医について

産業医の選任が必要とされる要件については、上記ア及びイのとおりであるが、教育委員会の事業場については、福岡市役所本庁にあるほか、発達教育センター、教育センター、総合図書館、各小学校、中学校、特別支援学校、高等学校等、場所が分かれており、それぞれ別個の事業所となるところ、常時1,000人以上の労働者を使用する（有害業務に常時500人以上の労働者を使用する）事業所はなく、教育委員会において、専属の産業医を設置する必要はない。つまり、教育委員会の職員としている必要はない。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、教育委員会（学校も含む）の定期健康診断報告書の公開を求めている。

これに対し、実施機関は、本件対象文書として、福岡市教育委員会（事務局）分及び福岡市教育委員会（学校）分の定期健康診断結果報告書を特定しており、当該特定に関し当事者間に争いはない。

当審査会においてこれらの文書を見分したところ、実施機関は、本件対象文書に記載された産業医の氏名（以下「本件産業医氏名」という。）を条例第7条第1号（以下「第1号」という。）の非公開情報に該当するものとして被覆した上で公開していることが認められる。

これに対し、審査請求人は、本件産業医氏名の公開を求めていると解されることから、当審査会としては、本件産業医氏名の第1号該当性について検討することとする。

2 第1号該当性について

(1) 第1号について

第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるこ

ととなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

第1号ただし書アは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開するものである。

第1号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

第1号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

(2) 本件産業医氏名の第1号該当性について

当審査会において確認したところ、実施機関は、労働安全衛生法第66条に基づく労働者に対する健康診断の実施とともに、同法第13条に基づく労働者の健康管理を行う産業医の業務を健診機関に委託していること、本件対象文書に記載された産業医は、当該健診機関の一従業員であることが認められる。

法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)の代表者に準ずる地位にある者以外の従業員の職務の遂行に関する情報は、原則として第1号にいう個人に関する情報に当たるものと解されている(最高裁判所平成15年11月11日第三小法廷判決)。

したがって、本件産業医氏名は第1号本文に該当する。

また、第1号ただし書アからウまでのいずれにも該当する事情は認められない。

よって、本件産業医氏名は、非公開とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年12月10日	実施機関からの諮問
令和4年3月10日	実施機関の弁明意見書を収受
令和4年4月11日	審査請求人の反論意見書を収受
令和5年1月27日（第1部会）	審議
令和5年2月27日（第1部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和5年3月20日（第1部会調査手続）	審議
令和5年4月24日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、五十川直行、大神朋子、大脇成昭